



議案第 五 号

団体管三徳地区ほ場整備事業計画についての議決の一部変更について

次のとおり団体管三徳地区ほ場整備事業計画についての議決（昭和五十四年三月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三 工事の概要中「区画整理三七七ヘクタール」を「区画整理三九〇ヘクタール」に改める。

四 事業費中「四五九〇〇〇〇〇円」を「四六六〇〇〇〇〇円」に改める。